

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百五十九号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十二年七月一日から適用する。

平成二十二年六月三十日

厚生労働大臣 長妻 昭

別表Ⅱ区分086を次のように改める。

086 脊髄刺激装置用リード

- |            |          |
|------------|----------|
| (1) リードセット | 170,000円 |
| (2) アダプター  | 35,000円  |

別表Ⅱ区分087に次のように加える。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (4) 疼痛除去用（16極以上用） | 1,600,000円 |
|-------------------|------------|

別表Ⅱ区分113(1)①に次のように加える。

- |          |          |
|----------|----------|
| ウ 誤感知防止型 | 162,000円 |
|----------|----------|

別表Ⅱ区分123を次のように改める。

123 経皮的カテーテル心筋焼灼術用カテーテル

特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件

(1) 標準型 175,000円

(2) イリゲーション型 184,000円

別表Ⅱ区分133(Ⅱ)に次のように加える。

③ コイル留置用ステント 446,000円

別表Ⅱに次のように加える。

160 埋込型迷走神経電気刺激装置 1,640,000円

161 迷走神経刺激装置用リードセット 179,000円

162 経皮的<sup>くう</sup>心腔内リード除去用レーザーシースセット 297,000円